

# 内管工事新規参入の手引き

令和3年2月1日

松江市ガス局

## 目次

I. はじめに	・・・・・・・・・・	P. 2
II. 用語	・・・・・・・・・・	P. 3
III. 「簡易内管施工登録店」と「承認工事業者等」	・・・・・・・・・・	P. 4
IV. 「簡易内管施工登録店」の登録等	・・・・・・・・・・	P. 5
V. 「承認工事業者等」の認定等	・・・・・・・・・・	P. 5

## I. はじめに

本書は、松江市ガス局（以下「本市」といいます）の内管工事店となって本市の供給地域にて都市ガスの内管工事を行うことを希望される企業・個人の方に、その必要要件や手順等をご紹介するために作成したものです。

都市ガスの設備（内管）は、ガス事業法で規定する「ガス工作物」にあたります。ガス工作物に関しては、ガス事業法第61条に規定されるガス工作物の技術基準適合維持義務が一般ガス導管事業者に課せられているなど、ガス事業法や関連する法令等により様々な規定があり、一般ガス導管事業者はこれを全うする義務を負っています。そのため、一般ガス導管事業者である本市は、この責任を共に全うできることを前提に工事会社を選定しています。また、本市は、松江市ガス供給条例において「供給施設に関する工事は、松江市又は管理規程で定める承認工事業者等が施工する。ただし、(以下略)」として内管工事を自らの管理下におき、本市としての技術基準やその他の諸基準を定め、実際に内管工事を行う工事店を適切に指導しながら、お客さまに安全、安心なガス設備をご提供するしくみとしております。

このような点が、都市ガス内管工事が他の設備工事と大きく異なっているところです。内管工事への新規参入を検討される企業の方々にあっては、この点を十分ご理解いただきつつご検討いただければ幸いです。

[参考] ガス事業法（抜粋）2017年4月1日施行

### 第61条 第1項

一般ガス導管事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

### 第65条 第1項

一般ガス導管事業者は、経済産業省令で定めるところにより、ガス主任技術者免状の交付を受けている者であって、経済産業省令で定める実務の経験を有するもののうちから、ガス主任技術者を選任し、一般ガス導管事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせなければならない。

### 第193条

ガス事業者の承諾を得ないでみだりにガス工作物の施設を変更した者は、五十万円以下の罰金に処する。

## Ⅱ. 用語

### 内管

お客様の敷地内、建物内のガス管（道路敷地境界からガス栓まで）をいいます。

### 灯外内管

内管のうち、メーターガス栓（ガスメーターの入り側にあるガス栓）より上流側をいいます。

### 灯内内管

内管のうち、メーターガス栓より下流側をいいます。

### 供給管

道路に並行に埋設されているガス管（本支管）から分岐してお客様の敷地へ引き込むガス管（分岐から道路敷地境界までの道路部分）をいいます。

### 新設工事

内管工事のうち、新しくガスメーターを取り付ける工事をいいます。道路からガス管を引き込む（供給管敷設工事を伴う）ものと、既設の灯外内管から分岐して行うものがあります。

### 増設工事等

本書では、新設工事以外の、増設工事（ガス栓を増やす工事）や位置替え工事（ガス管やガス栓の位置を変える工事）などを総称して「増設工事等」と表記します。

### 承認工事業者等

松江市ガス事業承認工事業者規程に掲げる各要件を満たす者を「承認工事業者等」といいます。

### 簡易内管施工登録店

松江市簡易内管施工登録店規程に掲げる各要件を満たす者を「松江市簡易内管施工登録店」といいます。

### Ⅲ. 「簡易内管施工登録店」と「承認工事業者等」

本市の供給区域においてお客さまの内管工事を行うには、どのガス小売事業者からガスの供給を受けているかに関わらず、本市の簡易内管施工登録店になるか、または承認工事業者等になる必要があります。簡易内管施工登録店は、施工できる範囲に制限がありますが、承認工事業者等に比較し参入しやすくなっています。企業活動として内管工事を行おうとする際には、十分ご検討の上、選択して下さい。

簡易内管施工登録店と承認工事業者等の比較

	簡易内管施工登録店	承認工事業者等
施工範囲の概要	機器設置等に伴うフレキ管を用いた簡易な増設工事等	資格区分に応じた範囲の新設及び増設工事等。
必要な資格	(一社)日本ガス協会の「簡易内管施工士」資格。	(一社)日本ガス協会の「内管工事士」資格。
本市への登録に必要な要件	緩やか	厳格
お客さまとの取引	工事店がお客さまと直接取引。	工事店がお客さまと直接取引。
工事代金の流れ	お客さまから工事店へ。	お客さまから工事店へ。
お客さまに請求する工事の金額	工事店とお客さまとの間で自由に決める。	公開された本市の単価表に記載された単価にて契約する。
使用材料と調達	本市の規格に合致するものを管材店等にて調達。	本市の規格に合致するものを管材店等にて調達。
本市による管理・指導等	工事を行った後に、簡易内管施工完了報告書を提出する。本市は必要があると認める場合は、検査を行い、不備があれば改善を指示。	日常的に本市の管理・指導下にて工事等を行う。研修等への出席や参加が必要。
組織体制等	常勤の役員、常用の従業員又は代表者のうち1名以上が施工士の資格を保有していること。	管理者以下の指示系統の明確な組織であることが必要。従事者は相当人数が必要。
必要な装備等	手提げ工具箱に入る程度の工具。	ワゴン車程度の工作車に機械工具類多数必要。

※簡易内管施工登録店または承認工事業者等になるには、所定の手数料と受講料などが必要です。

#### IV. 「簡易内管施工登録店」の登録等

本市が規程する「松江市市簡易内管施工登録店規程\*」にもとづく。

\*URL [https://www.matsue-citygas.jp/pdf/contact\\_stkitei01-1.pdf](https://www.matsue-citygas.jp/pdf/contact_stkitei01-1.pdf)

#### V. 「承認工事業者等」の認定等

本市が規程する「松江市承認工事業者規程」にもとづく。

\*URL [https://www.matsue-citygas.jp/pdf/contact\\_gjkitei01-1.pdf](https://www.matsue-citygas.jp/pdf/contact_gjkitei01-1.pdf)

以上